

経営に役立つ情報をお届けする 商工会ニュース 10月号

令和7年10月2日発行
睦沢町商工会
睦沢町上市場 911-61
TEL 0475(44)0112 編集：大木

「誰でもわかる 事業計画策定セミナー」を開催します【別紙チラシ】

最近では持続化補助金をはじめとした補助金の需要が高まっています。どの補助金も申請には事業計画の策定が必要不可欠です。本セミナーでは事業計画の作り方をわかりやすく説明します。参加したら必ず新しい発見があると思いますので、ふるってご参加ください。

開催日：令和7年11月28日(金) 18:00~20:00

会場：睦沢町商工会

講師：トータルマネジメントオフィスA 荒谷太司 先生

「下請法」が「^{とりてきほう}取適法」に改正されます（令和8年1月1日施行）

「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」が「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（取適法）」に改正されます。適用対象、義務、禁止行為等様々な点の変更がなされています。詳しくは事業者向けオンラインセミナーも開催しますので、右のQRコードからお申込みください。申込締切は各日程の前々日17:00まで。

日程① 10月16日(木) 14:00~15:30

日程② 11月10日(月) 14:00~15:30



HP



セミナー申込

千葉県最低賃金が引き上げられます

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート・アルバイト等を含む）と使用者に適用される千葉県最低賃金が1,076円から64円引上げられ1,140円に改正されます。効力発生日は令和7年10月3日からです。

詳しくはホームページをご覧ください。千葉県労働局労働基準部賃金室もしくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

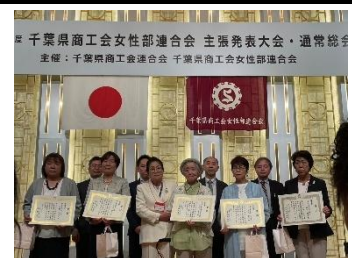
問い合わせ先：千葉労働局労働基準部賃金室 TEL 043-221-2328



【女性部】千葉県商工会女性部連合会主張発表大会で最優秀賞を受賞しました

5月8日(木)に開催された千葉県商工会女性部連合会主張発表大会において、中村やす子女性部長が出席し最優秀賞を受賞しました、おめでとうございます。

また7月3日(木)に群馬県で開催された関東ブロック商工会女性部主張発表大会に千葉県の代表として出場しました。惜しくも入賞は果たせませんでしたが、堂々たる発表で会場を大いに沸かしました。



【青年部】納涼盆踊り大会が開催されました

8月3日(日)に睦沢町総合運動公園 多目的広場において納涼盆踊り大会が開催されました。皆様のおかげで、台風が心配されましたが、幸いにも天候に恵まれ、多くの来場者をお迎えすることができ、今年も成功裏にイベントを終わることができました。青年部・OB一同感謝申し上げます。九十九里経済新聞社様にも取り上げていただきました。



所得税の基礎控除等が改正になります

令和 7 年度税制改正により、所得税の「基礎控除」と「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設、「扶養親族等の所得要件」の改正が行われました。これらの改正は、原則として、令和 7 年 12 月 1 日に施行され、令和 7 年分以降の所得税について適用されます。注意しましょう。



(1) 基礎控除の見直し

以下のとおり、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されます。

合計所得額	基礎控除額
132 万円以下	95 万円（改正前：48 万円）
132 万円超 ～ 336 万円以下	88 万円（改正前：48 万円） ※令和 9 年分以降は 58 万円
336 万円超 ～ 489 万円以下	68 万円（改正前：48 万円） ※令和 9 年分以後は 58 万円
489 万円超 ～ 655 万円以下	63 万円（改正前：48 万円） ※令和 9 年分以後は 58 万円
655 万円超 ～ 2,350 万円以下	58 万円（改正前：48 万円）

(2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。

また、給与所得控除の改正に伴い、令和 7 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和 8 年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

特定親族とは居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族住居者のことを言い、この特定親族を有する場合には、その住居者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高 63 万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

要件	金額
扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件	58 万円以下（改正前：48 万円以下）
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件	58 万円以下（改正前：48 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下（改正前：103 万円超 201 万 5,999 円以下）
勤労学生の合計所得金額の要件	85 万円以下（改正前：75 万円以下）

また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円（改正前：55 万円）に引き上げられました。

【まとめ】

令和 7 年 11 月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。令和 7 年分の給与の源泉徴収事務においては、令和 7 年 12 月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて 1 年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額で基礎控除や給与所得控除等の精算を行いましょう。

小規模事業者持続化補助金が公募開始です

持続化補助金とは物価高騰や賃上げ、インボイス制度導入等の制度変更に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助する商工会でもよく使われる補助金です。この補助金が下記の通り申請が開始されます。

下記の内容は補助金の概要です。詳しくはホームページをご参照ください。



補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥新商品開発費、⑦借料、⑧委託・外注費
補助率	補助対象経費の 2/3
補助上限額	50 万円～250 万円
申請期間	令和 7 年 10 月 3 日(金)～令和 7 年 11 月 28 日(金) 17:00 まで ※商工会へご相談される場合は、早めにご相談ください。

持続化補助金を申請する際は専門家の無料相談をご活用ください

商工会では中小企業診断士の先生に無料相談できます。下記の日程で商工会に来ていただいておりますので、補助金申請や経営の相談などご利用ください。日程は以下の通り。

10/17(金) 9 時～16 時	11/14(金) 9 時～16 時	12/19(金) 9 時～16 時
1/16(金) 9 時～16 時	※完全予約制です	

【相談例】

新たに設備を導入するのにいい補助金を教えてほしい。インボイスや電子帳簿保存法の対応法を教えてほしい。材料価格高騰により利益が減少して何とかしたい。息子に事業承継したいんだけど何すればいいの？ etc

【専門家の紹介】中小企業診断士 永見 周太郎 先生

大手筆記具メーカー（三菱鉛筆株式会社）に勤務し、新商品企画部門で約 8 年間、主にボールペン新商品の企画～発売や、中長期の商品戦略策定等を数多く担当のち、中小企業診断士・経営コンサルタントとして活動しております。

経営に関する悩みは多種多様だと思います。お一人で抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。「何が分からないかが分からない」でも構いません。一つ一つ丁寧に課題を整理し、有効な次の一手が打てるようサポートして参ります。



第 2 弾 中小企業成長促進補助金が公募開始します

積極的な賃上げや投資等を行う意欲の高い中小企業等が、地域の景気や雇用を支える企業へ成長できるよう、省力化・業務効率化や生産性向上の実現に必要な設備投資に要する経費の一部を千葉県が補助するものです。詳しくは千葉県のホームページなどでご確認ください。

対 象 者	千葉県内に補助事業を実施する事業所等を有する中小企業者等（中小企業、個人事業主等）
補助対象経費	生産性向上を図るための設備投資に必要な以下の経費 ①機械装置等の購入、製作、改良に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築に要する経費 ③①又は②の使用場所への導入に直接必要な運搬又は据付に要する経費
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内
補助上限額	3,000 万円（下限 500 万円）
申請期間	令和 7 年 10 月 1 日（水）10:00～令和 7 年 12 月 19 日（金）17:00 まで

事業承継に関することご相談ください

事業承継とは、会社の経営権や資産、経営理念、ノウハウなどを後継者に引き継ぐこと。単に社長を交代するだけでなく、事業全体を次世代につなぎ、社会の持続的な発展を目指すプロセスを指し、主に3つの方法があります。

(1) 親族内承継

経営者の子や配偶者、その他の親族に事業を引き継ぐ方法です。長年の準備期間を確保しやすく、従業員や取引先の理解も得やすいというメリットがあります。

(2) 社内承継

親族以外の役員や従業員に事業を引き継ぐ方法です。会社の事業内容や社風を熟知している人物が後継者となるため、スムーズな引き継ぎが期待できます。

(3) 第三者承継 (M&A)

株式や事業を社外の第三者企業に売却・譲渡する方法です。後継者が見つからない場合でも事業を存続させることができ、売却益を得られるメリットもあります。

日本の企業の約 99.7%が中小企業であり、雇用者では全体の約 70%が中小企業で働いていると言われています。その中小企業の社長の年齢を見ると、58.4%が 60 歳以上、28.1%が 70 歳以上となっており、全国的に社長の高齢化が進んでいるため、国も事業承継に力を入れてきています。

商工会では事業承継の各種相談に応じております。(株)日本政策金融公庫や千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等の制度を活用し、後継者へスムーズに事業を明け渡す支援から、また後継者が見つからない場合は第三者の譲受希望者を探すところから支援を行います。まずは商工会へお気軽にご相談ください。

※商工会は相談内容について守秘義務を遵守します。

経営指導員大木の編集後記 vol. 7

以前から会員の方からの相談を受けているとたびたび税金の話題になります。中でもよく聞かれるのが、「今個人事業主として事業を行っているけど、ウチって法人化したほうがいいのか？その方が節税になるって聞いたんだけど…」という質問。今回は個人事業と法人の大きな特徴をまとめた上で、税金面でお得な法人成りするタイミングについて回答してみたいと思います。

個人事業	法人
・確定申告書の作成が簡単で個人でも書類作成が可能のため無料でできる。 ・所得税率は累進課税であるため、所得に応じて約 5%～45%の間で税率が変動する。 ・個人事業で発生した権利や義務はすべて事業主個人に帰属されます。なので事業で発生した債務は個人事業主の財産で責任を負う必要があります。いわゆる無限責任。 ・誰でも簡単に開業することができるため、社会的な信用度が法人に比べ低い。	・確定申告書の作成が難しく税理士に委託するのが基本。税理士報酬が発生する。 ・法人税率は原則所得の 23.2% (所得金額のうち 800 万円以下の部分は 15%に軽減)。 ・法人は個人とは“別人格”として法律上の地位を持ち、法人の権利や義務は経営者個人とは区別され、原則個人の財産は法人の債務に影響されません。いわゆる有限責任。 ・個人事業よりも法律に基づく厳格な運営が必要とされ、登記情報などは誰でも閲覧可能なこともあり社会的に信用度が高い。 ・経費にできる範囲が個人事業よりも広い。

では個人事業主が法人化するとしたらタイミングはいつなのでしょう？結論は節税効果などから考えると「所得金額が 700 万円～900 万円を超える」ようになった時が個人事業から法人成りするタイミングだと思います。これから事業を続けていく際の一つの目安にしてみてくださいね。